

理 由

北朝鮮特定貨物の範囲を定める国際連合安全保障理事会決議に、同理事会決議第二千三百七十一号及び同理事会決議第二千三百七十五号を追加するとともに、北朝鮮特定貨物のうち一連の同理事会決議（同理事会決議第二千二百七十号八及び二十七の規定を除く。）により北朝鮮への輸出又は北朝鮮からの輸入の禁止が決定された物資については、当該物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するものとする等の必要があるからである。